

特車許可制度の改善の一環

4月から許可期間が延長

国交省が進める「特殊車両通行許可制度の改善」の一環として4月から、特

殊車両通行許可の許可期間が延長された。

延長される期間は、当面の措置として、一定の要件を満た

たす優良事業者を対象に、これまでの最大2年間から4年間となった。

対象となる事業者は、「過去2年で特車通行許可違反に係る警告等なし」「ETC2・0車載器の装着・登録」「Gマークで通行を認めるとし

ている。

有効期間の延長により、事業者における許可の申請の事務負担が軽減されるとともに、申請件数の減少により、特殊車両通行許可事務の迅速化が期待される。

特殊車両通行許可制度の改善について、国交省の道路局道路交通管理課の担当官によると「迅速化に向けた電子道路情報データの整備や審査内容の簡素化、関係機関への働きかけなどにより、審査日数も昨年末に約34日かかっていたものが今年の2月には30日を切るまでになっている」とし、目標とする10日程度に向けて、改善を進めている。(三村秀寿)

(レイアウト・文野初音)